

神奈川県社会福祉協議会保育士修学資金概要について

1 貸付制度の趣旨

保育士の養成施設に在学する方にとって、学業に専念しやすい環境を整え、保育士資格の取得・登録後、神奈川県内の保育所等で保育士として従事していただくことを目的とします。

2 貸付対象（次のすべての条件を満たす方です。）

- ① 県内(横浜市・川崎市除く)在住、または県内(横浜市・川崎市含む)の養成施設に在学している。
- ② 保育士資格を取得したのちに、卒業後に県内(横浜市・川崎市含む)の保育所等で働く意思がある。
- ③ 他の自治体が行っている保育士修学資金等を借りていない。
- ④ 連帯保証人(18歳未満の場合は法定代理人の同意が必要)の用意があること。

3 貸付金額と貸付期間 <貸付利子は無利子です>

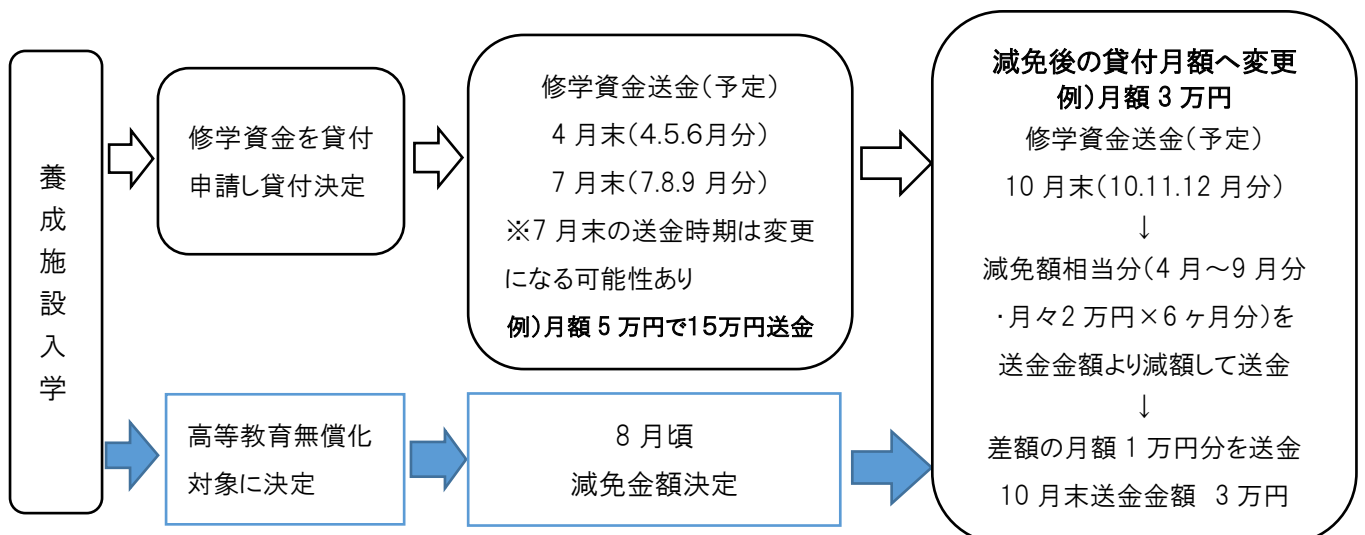
- ① 授業料 月額5万円以内(修業年限内)※1
～5万円または3万円の定額を基本としますが、それ以外の金額をご希望の方はご相談ください～
- ② 就職準備金 20万円以内(卒業する年/希望者のみ)
- ③ 生活費加算(所定要件を満たす方対象。生活費加算貸付制度の概要を参照ください。)
 - ・②は働きながら修学している方に対しては貸付できません。
 - ・②・③は単独で貸し付けることはできません。
 - ・貸付期間は卒業年次を含む継続した2年以内となります。(休学又は停学の期間は貸付しません)

※1 他制度(高等教育の修学支援制度(高等教育無償化)による給付型奨学金および授業等減免など)の対象になった場合、本貸付制度との併用ができない場合があります。その場合、貸付決定金額の減額または送金停止となります。すでに重複して借受けた貸付金については、返還義務が発生します。

重複して借受けた貸付金は、次回以降の貸付送金額より返還金額を控除することで返還金に充てることとなります。申出なく他制度と修学資金の併用を行った場合は、貸付金の一括返還となります。

なお、修学資金は授業料のほか、修学に必要な資金(教材費・実習費用など)を含めての貸付になります。

～ 例) 高等教育無償化の対象者となった場合 ～



4 法定代理人・連帯保証人について

- ・連帯保証人については、日本国内に居住する貸付申請時に 20 歳以上で、原則として65歳未満の独立の生計を営む等、安定した収入がある者で、外国籍の場合は、在留資格が永住者となります。
- ・申請者が 18 歳未満の場合、法定代理人の同意が必要となります。
- ・申請者が 18 歳未満の場合、原則として連帯保証人は、法定代理人となります。
- ・生活保護世帯や法定代理人が無収入である場合は、資力のある別生計の方を連帯保証人としてください。

5 送金について

- ① 修学資金は年 4 回に分けて送金します(4 月、7 月、10 月、1 月の月末)
- ② 就職準備金は最終送金時に、修学資金と併せて送金します。
- ③ 生活費加算は 毎月 20 日に送金します(20 日が土日祝日などの場合は前営業日)

6 返還猶予

養成施設卒業後から返還免除を受けるまでの期間を返還猶予期間と言います。 状況に応じた返還猶予の申請が必要となります。

- ① 保育士資格の取得・登録後、県内保育所等で保育士として業務に従事している(従事による猶予期間)
- ② 貸付期間終了後も引き続き養成施設に修学している(在学による猶予期間)
- ③ 資格取得・登録後に就職活動をしている(卒業後 1 年以内)
- ④ 災害、疾病、負傷、その他やむをえない事情があり、債務履行ができないと判断された場合

7 返還について ※貸付期間の 2 倍の期間内に返還していただきます。

返還免除要件が満たされない場合、貸付金は返還となります。

- ① 貸付契約が解除されたとき
- ② 保育士養成施設を卒業後、保育士として登録せず、県内の返還免除対象業務に従事しなかったとき
- ③ 返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき
- ④ 業務外の事由による死亡または心身の故障により業務に従事できなくなったとき

8 返還免除

養成施設等を卒業した日から 1 年以内に保育士登録をし、県内の保育所等において原則常勤職員として 5 年間従事した場合、返還免除の対象となります。

※離職後 2 年以内に養成施設等に入学し、入学の日において 45 歳以上の場合で、貸付申請時に必要な手続きをされた方は、3 年間当該業務に従事することで返還免除要件となります。

<お問合せ先>

神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉人材研修センター

福祉人材センター 貸付担当 電話 045-312-4816

※月曜～金曜(祝祭日・年末年始を除く)9:00～12:00 13:00～17:00

